

新宿区自転車等の利用と駐輪対策に関する総合計画

(平成30年度～平成39年度) (素案) からの主な変更点

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
1	全体	表紙及び計画年次について、西暦と元号を併記する形とします。 また、次期見直し段階では、新元号による記載に統一するものとします。	元号のみの表記	パプコメNo.1 西暦を併記または主とすべき、との意見を反映
2	全体	<u>自転車通行空間: 自転車が通行するための道路、又は道路の部分</u> をいう。 なお、「通行」とは、 <u>自転車が車道内を走行することと、特例的に歩道内を自転車が徐行することを想定したものである。</u>	<u>自転車通行空間: 自転車が通行する道路空間や、その空間を取り巻く周囲の環境</u> をいう。	パプコメNo.2 現行計画(平成20年度～平成29年度)の取組では「走行」という言葉を使用し、本計画では「通行」という言葉を使用しているため、「走行」という言葉に対し、注釈を入れた方がわかりやすい、との意見に対し本計画の「自転車通行空間」の凡例の中で、説明を加筆
3	凡例	<u>自転車ナビマーク・自転車ナビライン</u> <u>自転車の通行位置や進行方向を示すもの。</u>	<u>自転車ナビマーク</u> <u>利用環境ガイドラインでの、“車道混在型の矢羽型の自転車通行空間”をいう。自転車が通るべき「車道の左側端」を分かりやすく示したもの。</u>	協議会での意見 「自転車ナビマーク・自転車ナビライン」と丁寧な表記にしてほしい。 また、用語解説をもう少し分かりやすくできないか、との意見が出たため文言を修正

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
4	P2	<u>なお、本計画は「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律」(昭和55年法律第87号)第7条に定める「自転車等の駐車対策に関する総合計画」として位置付けられるものです。</u>	(素案では記述なし)	パプコメ No.10、No.11 本計画の策定根拠は何ですか、との意見に対し根拠法令を加筆
5	P2	(1)計画の目的 <u>自転車等の適正利用と自転車の通行・駐輪環境の改善を推進することで、区内で暮らし、活動する全ての人にとって快適な都市環境の維持・向上を図ります。</u>	(1)計画の目的 <u>自転車等の適正な利用を推進するとともに、自転車の通行・駐輪環境の改善と、自転車利用者がルールやマナーを守ることを促すことにより、区内で暮らし、活動する全ての人にとって快適な都市環境の維持・向上を図ります。</u>	パプコメ No.12 「適正な利用」と「適正利用」の使い分けに留意してほしい、との意見に対しわかりやすい表記に変更
6	P2	(3)計画の対象区域 <u>新宿区内全域</u>	(素案では記述なし)	記載内容の充実
7	P2	(4)計画の位置付け 本計画は、…、及び区の自転車等に関する…	(3)計画の位置付け 本計画は、…、及び区の自転車に関する…	文言整理
8	P7	<u>鉄道事業者からの用地の貸付をはじめ、道路管理者としての国や都、交通管理者としての警察と協議・連携を図りながら、整備を進めてきました。</u>	(素案では記述なし)	パプコメ No.19 駐輪場の設置において、国、都、警察の役割も記載願います、との意見に対し加筆
9	P8	(文言削除)	<u>※歩道内のタイル色及び、誘導サインの設置により、安全のための通行場所の区分を実施(法的規制なし)</u>	記載内容の明確化

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
10	P8	駐輪場	駐輪スペース	文言整理
11	P8	<p>■現在の整備状況(平成 28 年度末時点)</p> <p>都道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・御苑大通り ・外堀通り<small>(一部)</small> ・靖国通り<small>(一部)</small> ・大久保通り<small>(一部)</small> ・目白通り<small>(一部)</small> ・放射第 25 号線 ・山手通り <p>区道</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三栄通り<small>(一部)</small> ・早大通り<small>(一部)</small> ・花園通り ・仲通り ・神楽坂通り ・都立戸山公園脇<small>(一部)</small> ・東五軒町東側 ・太宗寺脇通り ・牛込中央通り <p>※各路線の位置図は、次頁地図を参照</p>		<p>パブコメ No.20、No.22</p> <p>52ページに記載している路線名を8ページにも記載してほしい、との意見を反映</p>
12	P9	地図に整備済路線を追加	(素案では記述なし)	<p>パブコメ No.24</p> <p>9ページの地図に、整備路線を記載してほしい、との意見を反映</p>
13	P9	用紙サイズを A4 版から A3 版へ変更		<p>パブコメ No.25</p> <p>9ページの地図を A3 版にしてほしい、との意見を反映</p>

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
14	P11	「(2)放置自転車等の整理・撤去及び保管・処分」	「(2)放置自転車対策等の整理・撤去及び保管・処分」	パブコメ No.26 表現がわかりにくい、との意見に対しわかりやすい表記に変更
15	P17	<u>歩行者や自動車利用者の安全にも配慮した自転車の適正利用の推進</u>	<u>自転車を利用しない人にも配慮した自転車の適正利用への誘導</u>	パブコメ No.29 表現がわかりにくい、との意見に対し、わかりやすい表記に変更
16	P17	<u>駅周辺の駐輪場を計画的に整備した結果、駅利用の駐輪需要への対応はおおむねできています。近年は買い物等一時利用目的の駐輪需要が増え、一部の利用者が道路上に短時間放置をしています。</u>	<u>近年は買い物等一時利用目的で駐輪場を利用する人が多いです。</u>	記載内容の充実
17	P26	「重点項目」の位置変更		パブコメ No.33 「重点項目」の位置が間違えている、との意見に対し誤字を修正

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	変更事由
18	P31	<p>(1)基本的な考え方 区では、…。しかし、依然として駅周辺や集客施設等の周辺において放置自転車が多く、近年では買い物等の短時間だけ放置するなど、定期利用の区営駐輪場だけでは対応できない駐輪需要も見られます。</p> <p>過密に都市が形成され、さらなる発展が期待される中、今後新たな駐輪場を計画的に整備することは難しく、区営駐輪場、民営駐輪場、民間建物の附置義務駐輪場等、今ある駐輪施設を有効に活用することが必要です。</p> <p>そのため今後、区営駐輪場については、現状の駐輪台数の維持と駐輪需要に応じた有効活用を目標と位置づけ、駐輪場の設置場所や駐輪場の短時間利用等の駐輪ニーズの対応や多種多様な形状の自転車に対応した駐輪場の整備等を進めます。また、民間事業者と連携しながら、駐輪を誘発する施設等の附置義務駐輪場が有効活用できる仕組みの検討等を進めます。</p> <p>これらの取組により、「止める」環境の質を高め、さらなる放置自転車の解消と、駐輪場の利便性や利用率の向上を目指します。</p>	<p>(1)基本的な考え方 区では、…。しかし、依然として駅周辺や集客施設等の周辺において放置自転車が多い状況です。</p> <p>今後は、さらなる放置自転車の解消と駐輪場の利用率を向上させるため、駐輪場の設置場所や駐輪場の短時間利用等の駐輪ニーズの対応や多種多様な形状の自転車に対応した駐輪場の整備、駐輪を誘発する施設等の附置義務駐輪場が有効活用できる方法の検討等、「止める」環境の質を高めるため、利便性や駐輪場の利用率の向上を目指します。</p>	<p>パブコメ No.50 区営の自転車駐輪場も含めて、駐輪場の経営管理を民間に一本化する方向を模索してほしい、との意見に対し基本的な考え方の内容を補足</p>
19	P33	<p>○現状、区の自転車の状況は、乗入台数 7,726 台に対し、収容能力は 9,709 台となっており、駐輪場の供給量は充足しています。</p>	<p>(素案では記述なし)</p>	<p>記載内容の充実</p>

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	対応番号
20	P33	○既設駐輪場については、 <u>駐輪場が空いているにもかかわらず放置自転車が存在することを踏まえ、駐輪ニーズに即した定期利用と一時利用の配分の再検討を行う等、利用形態の改良を図り利用率向上に努めます。</u>	○既設駐輪場についても、 <u>駐輪ニーズに即した定期利用と一時利用の配分の再検討を行うなど、利用形態の改良を検討します</u>	記載内容の明確化
21	P34	○集合住宅は、現在、附置義務制度の対象外ですが、マンション等の駐輪スペースの不足から、周辺に放置自転車が発生する状況が見られます。 <u>(新宿区ワンルームマンション等の建築及び管理に関する条例の対象となる集合住宅については、新宿区自転車等の適正利用の推進及び自転車等駐輪場の整備に関する条例とは別に、自転車駐車場の設置規定があります。)</u>	○集合住宅は、現在、附置義務制度の対象外ですが、マンション等の駐輪スペースの不足から、周辺に放置自転車が発生する状況が見られます。	庁内調整 記載内容の充実
22	P35	○このガイドラインの中で、 <u>歩行者優先のまちへの転換を図るため、新宿駅前の広場空間については、自転車の流入抑制を図るとともに、地域全体の賑わいと交流を生み出すための交通システムとして、シェアサイクルや公共駐輪場が示されています。</u>	○このガイドラインの中で、新宿駅前の広場空間については、自転車の流入抑制を図るとともに、地域全体の賑わいと交流を生み出すための交通システムとして、シェアサイクルや公共駐輪場が示されています。	庁内調整 記載内容の充実
23	P37	○ <u>区営駐輪場の料金は、区内どの地域でも一律の料金設定となっています。そのため、駐輪需要が高く、民営駐輪場での運用が望まれる繁華街、主要な鉄道駅等では、低料金の…</u>	○ <u>本来、民営駐輪場での運用が望まれる繁華街、主要な鉄道駅等の駐輪需要が多い場所では、低料金の…</u>	記載内容の充実

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	対応番号
24	P37	○駐輪場の今後の運営については、 <u>下記イメージ図のように区内を複数のエリアに分けエリアごとに民間事業者を活用し、スケールメリットを生かした、より効果的な運営方法を検討します。</u>	(素案では記述なし)	パプコメ No.50 区営の自転車駐輪場も含めて、駐輪場の経営管理を民間に一本化する方向を模索してほしい、との意見に対しこれからの取組を加筆
25	P39	○一部の自転車利用者が、「 <u>車道の左側</u> 」等の基本的な交通ルールを知らない、知っていても守らない等、不適切な利用をすることで、自分自身や周りの歩行者等を含めて、危険な状況を作り出している現状にあります。 ○基本的な駐輪ルールとしての「 <u>放置</u> 」の定義を正しく理解していない、多少の「 <u>放置</u> 」は仕方がないと思う等、不適切な駐輪をすることで、歩道が通行しにくくなったり、まちの美観を損なう原因になる現状にあります。	○自転車は「 <u>車道の左側</u> 」等、基本的な交通ルールを知らない人、知っていても実際には遵守しない人等、遵守されていない状況が散見されます。 ○基本的な駐輪ルールとしての「 <u>放置</u> 」の定義を正しく理解していない人、多少の「 <u>放置</u> 」は仕方がないと考える人等、遵守されていない状況が散見されます。	記載内容の明確化
26	P41	… <u>自転車利用を周知するツール</u> を活用した…	… <u>ツール</u> を活用した…	パプコメ No.58 分かりやすく表記をしてほしい、との意見に対応
27	P41	○区では、撤去した <u>放置自転車等</u> を返還する際に、…、 <u>実際の放置自転車等の撤去・保管には、返還手数料以上の経費が掛かっています。</u>	○区では、撤去した <u>放置自転車</u> を返還する際に、…、 <u>実際の放置自転車の撤去・保管には、返還手数料以上の経費が掛かっています。</u>	パプコメ No.61 誤字に対する対応
28	P41	○ <u>放置自転車等の定期的な撤去活動</u> を行い、3か所の保管場所で一定期間保管しています。	(素案では記述なし)	パプコメ No.62 <u>放置自転車等の整理・撤去等の実施方針</u> を分かりやすく記載してください、との意見に対し現状を加筆

番号	ページ	案(変更後)	素案(変更前)	対応番号
29	P41	<p><u>放置自転車の解消を目指し、実効性のある啓発活動を展開するとともに、放置自転車等の発生時間帯に応じた撤去を実施する等、撤去・保管・返還・処分等の活動を充実します。</u></p> <p>○<u>保管場所を拡充することで、放置自転車等の撤去活動を充実させていきます。</u></p> <p>○<u>引き取り手のない自転車の一部は、有効活用と廃棄処分費用の削減を図るため、海外への売却を引き続き行っています。</u></p> <p>○<u>整理指導員による「声掛け」の実施等、過去の取組の中で実効性の高い啓発活動を充実し、自転車利用適正化と駐輪施設の利用向上を図ります。</u></p>	(素案では記述なし)	<p>パプコメ No.62</p> <p>放置自転車等の整理・撤去等の実施方針を分かりやすく記載してください、との意見に対しこれからの取組を加筆</p>
30	P46	<p>自転車活用推進法の施行(平成 29 年 5 月(巻末参考 I(参考-11 ページ)参照))</p>	自転車活用推進法の制定	<p>パプコメ No.69</p> <p>本文に施行年月及びその参照ページを記載して下さい、との意見に対応</p>
31	P49	<p>○<u>自転車保険は、自分の被害を補う【傷害保険】、周りへの被害を補う【個人賠償責任保険】の2つに分けられ、さらに実際に加入する際の保険商品は以下の3つの種類があります。</u></p> <p>○<u>複雑になりやすい保険内容の解説や加入方法を分かりやすく伝える取組を進めます。</u></p>	<p>○<u>自転車事故に関わる保険は、自分の被害を補うための【傷害保険】、周りへの被害を補うための【個人賠償責任保険】があり、さらに保険商品には大きく3つの種類があります。</u></p> <p>○<u>これらの保険内容の解説や加入方法を分かりやすく伝える取組を進めます。</u></p>	<p>記載内容の明確化</p>